

資 料 編

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)の概要

第1 基本的な考え方

1 計画の主旨

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るため、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他の重要事項を定めるものです。

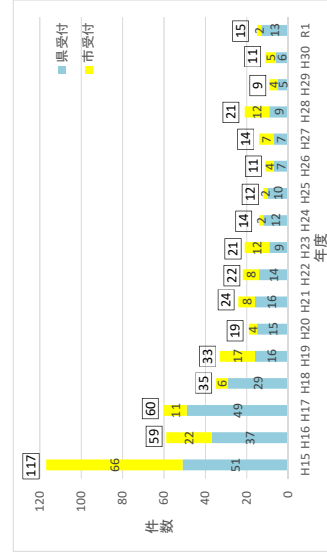
2 計画の位置づけ

計画は、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」第6条に基づき策定する琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための指針です。

3 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間

第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状



白鬚神社湖中大鳥居(高島市)



近江舞子・北比良(大津市)



矢倉川河口部スロースロープ(彦根市)

全体として、苦情件数は条例制定当初と比較して大きく減少しているものの、矢倉川河口部スロースロープや白鬚神社のように地域によって異なる課題が呈出ようになってきており、地域ごとの事情を考慮し、関係者と連携しながら対応していくことが必要となっています。



2 秩序ある適正なレジャー利用の促進のための施策

- (1) 湖岸の適正利用の推進
 - (ア) レジャーボートの係留保管の適正化に関する条例等による規制
 - (イ) 湖岸施設の管理規定等による規制
 - (ウ) 琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制
- (2) 安全なレジャー活動の推進
 - 琵琶湖等水上安全条例等による規制

第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標

1 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方

- 琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからず、次世代に継承できるような利用であること
- 地域住民の生活と生業にできる限り支障を及ぼさない利用であること
- 琵琶湖の有する豊かで安らぎを与える素晴らしい価値を理解したうえでの利用であること

2 計画の基本理念

琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成

3 計画の目標

琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立

第4 施策の基本方針

- 1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減を目指します
- 2 琵琶湖において、秩序ある適正なレジャー活動を推進します
- 3 広域広聴活動や調査研究など施策を多面的・総合的に推進します

第5 施策展開の基本方向

1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減のための施策

- (1) プレジャーボートの航行規制の徹底
 - (ア) 航行規制水域の適切な設定
 - (イ) 増殖場および養殖場における水産動物の生育環境の保全
 - (ウ) 水鳥の生育環境の保全
 - (エ) レジャー利用者に係る良好な利用環境の確保
 - (オ) 利用環境の検討
 - (カ) 航行規制遵守の徹底
 - (キ) 改造艇等の航行禁止
 - (ク) 不要な空ぶかしの禁止
 - (ケ) 指導監視体制の強化
- (2) 環境対策型エンジンへの確実な転換
 - (ア) 従来型2サイクルエンジンの使用禁止の徹底
 - (イ) 適合証表示制度の徹底
 - (ウ) 指定保管業者等の協力による環境対策型エンジンへの確実な転換
- (3) 外来魚のリリリース禁止等の徹底
 - (ア) 外来魚の防除の推進
 - (イ) 釣り人等への普及啓発

(4) ローカルルール等の推進

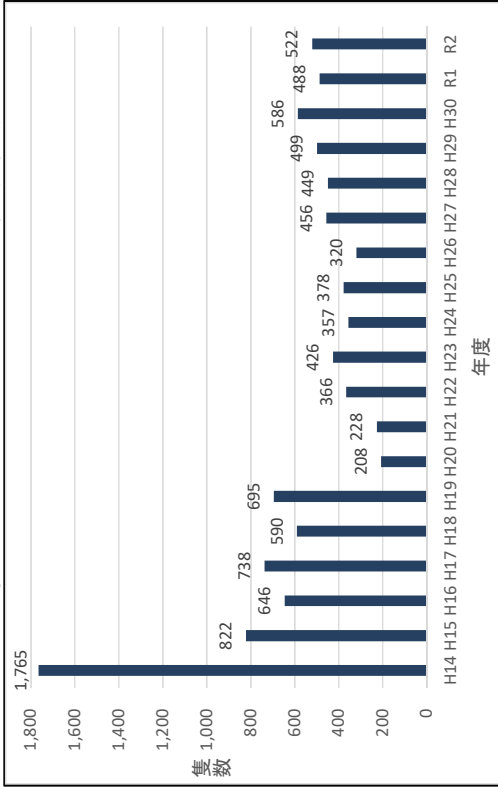
地域住民等による組織づくりへの支援

ローカルルール策定への支援等

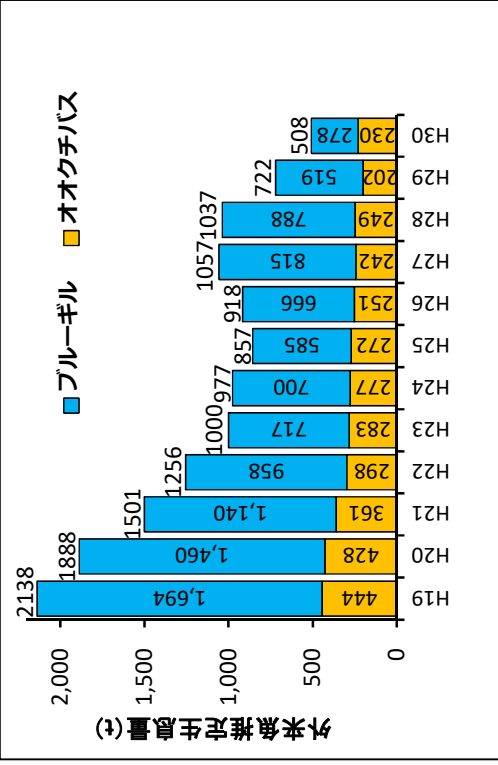
- (ウ) 利用者のマナーの向上
 - (エ) ごみの投棄、放置対策
- ### 3 施策の総合的な推進
- (1) 計画の進捗管理
 - (2) 琵琶湖のレジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討
 - (3) 広域広聴活動の推進
 - (4) 調査研究の推進
 - (5) 施策の推進体制



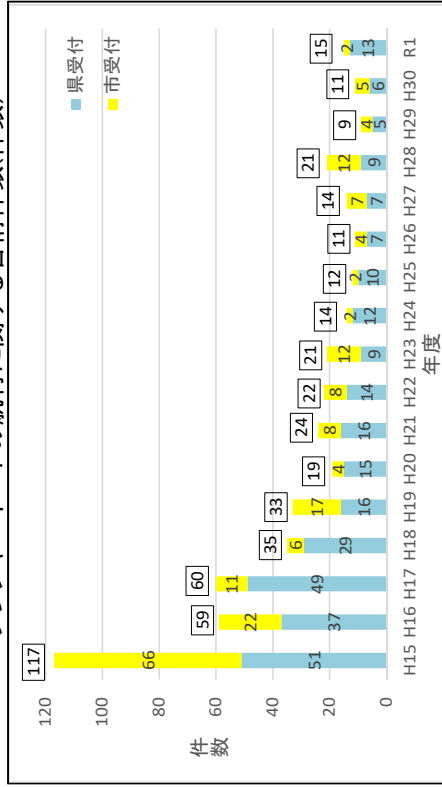
夏季における水上オートバイの利用隻数(隻数)



外来魚の推定生息量(t)



プレジャーボートの航行に関する苦情件数(件数)



指導等件数(過去5年間)

	指導・警告件数	停止命令件数
平成27年度	69	0
平成28年度	50	0
平成29年度	76	4
平成30年度	41	4
令和元年度	109	0

外来魚回収量(t)

年度	回収ボックス	回収いけす	ひろめよう券*1	持込ステーション*2	計
平成15年度	8.1t	1.5t	15.9t	-	25.5 t
平成16年度	10.6t	1.3t	28.5t	-	40.4 t
平成17年度	12.2t	1.7t	11.5t	0.8t	26.2 t
平成18年度	12.2t	1.7t	20.2t	1.2t	35.3t
平成19年度	13.4t	1.7t	16.4t	-	31.5t
平成20年度	15.1t	2.3t	-	-	17.4t
平成21年度	16.6t	1.6t	-	-	18.2t
平成22年度	18.4t	3.1t	-	-	21.5t
平成23年度	13.8t	1.4t	-	-	15.2 t
平成24年度	17.4t	1.5t	-	-	18.9 t
平成25年度	12.8t	1.4t	-	-	14.2 t
平成26年度	11.9t	1.4t	-	-	13.3 t
平成27年度	7.0t	0.4t	-	-	7.4 t
平成28年度	17.1t	1.5t	-	-	18.6t
平成29年度	12.1t	0.7t	-	-	12.8t
平成30年度	15.6t	0.9t	-	-	16.5t
令和元年度	10.2t	0.7t	-	-	10.9t
計	230.7 t	24.4 t	92.5 t	2.0 t	350.8 t

*1ひろめよう券:「ノーリースひろめよう券事業」、「びわこルールひろめよう券事業」で回収した量。
*2持込ステーション:実験的に設置した外来魚が持込できるステーションで回収した量。

「SDGs」との関連性

○SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGs は、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で設定された 2030 年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットが定められています。

本県では、令和 2 年（2020 年）4 月に「滋賀県庁 SDGs アクション（Ver.1）」を策定しており、SDGs のゴール・ターゲットを意識した部門別計画を策定することとしています。

本計画においても、SDGs の以下の目標達成に向け、取組を進めています。



「用語の解説」

	用語	解説
S	SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。 平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で設定された 2030 年を年限とする国際目標。
お	オオクチバス	北米原産のスズキ目サンフィッシュ科の淡水魚で、大正年間に日本に移入され、1960 年代後半以降日本での分布域を急速に広げている。一般的には、コクチバスと合わせて「ブラックバス」と称される。
か	外来生物法	正式名称「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」。特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としている。特定外来生物とは、もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止される。
き	キャッチ&リリース	釣り上げた魚を再び釣り上げた水域へ放流すること。
こ	ごみの散乱防止に関する条例	空き缶、空きびん、食品容器その他のごみの投捨てによる散乱を防止することにより美観の保持および琵琶湖その他の水域の水質保全に努め、快適でさわやかな県土をつくり上げることが目的に平成 4 年 7 月に施行している。県民等のごみの散乱防止に関する意識の向上を図るため、「ごみのポイ捨て公開取締り」を実施している。
つ	2 サイクルエンジン	船舶に使用されるガソリンエンジンは、水中に排気ガスを排出し、その燃料行程により 2 サイクルと 4 サイクルに区分される。このうち従来型の 2 サイクルエンジンは、4 サイクルエンジンや直噴型などの環境対策型 2 サイクルエンジンと比較して、排気ガスに未燃焼のガソリンが多く含まれるため、水質への影響がより大きい。
し	滋賀県オオクチバス等防除実施計画	本県では、オオクチバス等の防除に関する防除実施計画を策定し、外来生物法に基づく国の確認を受けた上で、漁具による捕獲、リリース禁止措置、生息状況調査や環境改善対策等の防除を実施している。
そ	ソフトルアー	柔軟なプラスチック素材で作った擬似餌(ルアー)、ミミズや小魚などを模した形をしている。
て	適合原動機搭載艇	従来型 2 サイクルの原動機以外の原動機を主に用いて推進するプレジャーボート。適合原動機搭載艇以外のプレジャーボートの琵琶湖での航行、停留、持ち込みは禁止している。
て	適合証	適合原動機搭載艇であることを示す標章。平成 24 年 (2012 年) 10 月から適合証を表示していない適合原動機搭載艇は、琵琶湖での航行、停留、持ち込みを禁止している。

	用語	解説
は	ハードルアー	プラスチックや木、金属など硬質の素材で作った擬似餌（ルアー）。ハードベイトとも呼ばれる。
ひ	琵琶湖等水上安全条例	正式名称「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」。琵琶湖や瀬田川における水上交通の安全を確保し、水上交通の支障の防止、水上事故の防止を図ることを目的に、昭和31年（1956年）4月に施行された。琵琶湖での船舶の航法や航行の制限について規定している。
ひ	琵琶湖水上オートバイ安全講習	平成16年（2004年）3月に「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」の一部改正が行われ、水上オートバイを操船しようとするものは、講習を受けなければならないと規定されている。（平成17年（2005年）1月1日施行）
ひ	琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例	正式名称「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」。ヨシ群落が持つ水鳥や魚の生息場所としての機能、湖岸浸食の防止機能、湖辺の水質の保全機能などに着目するとともに、湖国独特の景観を保全するため平成4年（1992年）7月施行。一定の範囲を保全地域や保護地区に指定し、開発行為や動力船の航行を制限している。
ひ	琵琶湖保全再生施策に関する計画	琵琶湖の保全及び再生に関する法律第3条に基づき、平成29年（2017年）3月に本県が策定した計画。「琵琶湖と人との共生」を基調とし、基本方針で定めた「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識の下、琵琶湖の保全再生を推進している。
ひ	琵琶湖ルール	琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」を制定し、平成15年（2003年）4月から琵琶湖でのレジャーの新しいルールとして、琵琶湖を訪れる皆さんにより浸透しやすいように、「合い言葉」として広報活動に際し使用している。琵琶湖ルールでは、5つのルールを定めており、 プレジャーボートの航行規制水域内を航行してはいけません プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンを使用してはいけません プレジャーボートに適合証を貼付しなければなりません 外来魚をリリースしてはいけません 地域で定めたローカルルール（地域協定）を守らなければなりません
ひ	びわこルールひろめよう券	「琵琶湖ルール」をより多くの人々に広め、定着化を図るため、平成15年度から毎年夏季に琵琶湖などで釣り上げたブルーギル、ブラックバスを所定の引換所に持ち込んだ方に外来魚500gあたり、買い物等に利用できる「びわこルールひろめよう券」を1枚渡すという取り組み。平成19年度まで5年間実施し、幅広い方々に外来魚のリリース禁止の周知が図れたことから、平成19年度をもって事業を終了した。

	用語	解説
ふ	プレジャーボートの係留保管に関する条例	琵琶湖をはじめとする公共の水域等における経済活動の円滑化や利用者の安全を確保し、周辺住民の良好な生活環境を保全するとともに、あわせてレジャー活動の健全な発展に資することを目的にしている。プレジャーボートの所有者に、係留保管場所の確保と県内の公共の水域等の係留保管場所としての使用禁止を義務付けている。
ふ	ブルーギル	北米原産のスズキ目サンフィッシュ科の淡水魚で、1960年代後半以降ブラックバスと同様日本での分布域を急速に広げている。
ふ	プレジャーボート	レジャーに用いられる船舶。琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例では、エンジンを主な推進機関とする、一定規模以上の大きさのプレジャーボートを条例の対象と規定している。
ほ	ポストコロナ社会	世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を機に、新たな生活様式や価値観の広がり、自然環境に対する意識の高まり等が生じたが、それらが定着した社会のこと。
ま	マザーレイク 21 計画 (琵琶湖総合保全整備計画)	国の関係省庁の共同実施による「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」の成果を踏まえて平成 12 年 3 月に県が策定した琵琶湖の総合的な保全のための指針。計画は令和 3 年(2021 年)3 月に期間満了。
ま	マナーアップキャンペーン	毎年、琵琶湖でレジャーをされる方々や県民の皆さんに「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」によるプレジャーボートの航行規制などの「琵琶湖ルール」の遵守や、ゴミの持ち帰り、湖岸施設の適正利用といったレジャーのマナーアップを呼びかけるため、広報啓発活動として実施している。

「琵琶湖レジャー利用の適正化に関する取組の経過」

平成 5年(1993年)	7月	水上安全条例の改正により水泳場付近の航行禁止を規定
平成 7年(1995年)	3月	琵琶湖水面利用計画「水上オートバイ編(マナーズブック)」作成
平成 8年(1996年)	10月	水上安全条例の改正により「水上オートバイ安全講習」を義務化
平成 12年(2000年)	11月	県庁内関係課で構成する庁内検討会議を設置
平成 13年(2001年)	3月	琵琶湖利用の適正化に向けた具体的取組方針について(案)の報告
	5月	庁内関係課により「琵琶湖適正利用対策検討チーム」を設置
	7月	第1回「琵琶湖適正利用懇話会」
	7月	マナーアップキャンペーン
	8月	「琵琶湖適正利用懇話会」現地視察
	8月	マナーアップキャンペーン
	9月	第1回公聴会の開催(大津、彦根、今津)
	10月	第2回「琵琶湖適正利用懇話会」
	11月	「琵琶湖適正利用懇話会」第1回企画部会、第1回湖面对策部会、 第1回水質小委員会、第1回湖岸・沿岸集落域対策部会
	12月	第2回公聴会の開催(大津、米原)
	12月	「琵琶湖適正利用懇話会」第2回企画部会、第2回湖面对策部会、 第2回水質小委員会、第2回湖岸・沿岸集落域対策部会
	12月	第3回「琵琶湖適正利用懇話会」
平成 14年(2002年)	1月	「琵琶湖適正利用懇話会」第3回企画部会、第3回湖面对策部会、 第3回湖岸・沿岸集落域対策部会
	2月	第4回「琵琶湖適正利用懇話会」
	3月	「琵琶湖適正化利用懇話会」会長、部会長会議
	3月	「琵琶湖におけるレジャー利用のあり方(提言)」の提出
	4月	マナーアップキャンペーン
	5月	適正利用検討対策チームに地域振興局等を拡充、企画部会の設置
	6月	条例要綱案公表、県民政策コメントの実施(6月19日~7月18日)
	6月	関係事業者への条例要綱案説明会開催
	7月	マナーアップキャンペーン
	9月	琵琶湖のレジャー利用を考える~意見を聴く会(大阪 9月5日)
		琵琶湖のレジャー利用を考える~シンポジウム(東京 9月6日)
	9月	県民政策コメント制度に基づく意見・情報に対する県の考え方の公表
	9月	9月県議会定例会に条例案を提案
	10月	9月県議会定例会において全会一致で可決成立
	10月	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例公布(10月22日)
	10月	オオクチバス再放流禁止確認訴訟(大津地裁)
	11月	県、市町村による「琵琶湖レジャー利用適正化連絡調整会議」設置、 県関係機関による「琵琶湖レジャー適正化推進会議」(適正利用検討対策チームを発展改組)設置
	12月	第1回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
平成 15年(2003年)	1月	第2回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	2月	第3回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	3月	キャッチ ザ ギル&バス フェスタ in びわ湖釣り大会 (琵琶湖一円)
		シンポジウム「新しい琵琶湖の釣りルール自然と釣りを考える」を開催
	3月	第4回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	4月	条例施行記念行事「琵琶湖への誓いの集い」
	4月	航行規制水域指定
	4月	琵琶湖レジャー利用監視員委嘱(66人)

	4 月	外来魚回収ボックス、回収いけす設置
	4 月	琵琶湖レジャー利用監視員会議
	4 月	琵琶湖ルール啓発キャンペーン
	4 月	プレジャーボート取締訓練（県・警察本部）
	5 月	第 5 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	6 月	（仮称）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（案）県民政策コメントの実施（6月18日～7月17日）
	7 月	琵琶湖ルール啓発キャンペーン
	8 月	琵琶湖レジャー利用適正化審議会現地調査 （大津市柳が崎、南湖一円）
	9 月	「琵琶湖レジャー利用適正化基本計画～琵琶湖ルールの定着を目指して～」公表
平成 16 年(2004 年)	11 月	第 6 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	2 月	第 7 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	3 月	琵琶湖ルール啓発キャンペーン
	3 月	外来魚回収ボックス、回収いけす設置の増設
	3 月	第 8 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	5 月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	7 月	第 9 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	7 月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	10 月	琵琶湖の釣りルールマナーアップキャンペーン
	10 月	第 10 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
平成 17 年(2005 年)	10 月	滋賀の生物多様性を考えるフォーラムの開催
	2 月	オオクチバス再放流禁止確認訴訟 大津地裁判決「滋賀県勝訴」
	3 月	第 11 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	4 月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	7 月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	8 月	第 12 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	9 月	第 13 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	10 月	第 14 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	10 月	第 15 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	10 月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	11 月	オオクチバス再放流禁止確認訴訟 大阪高裁判決「滋賀県勝訴」
	11 月	第 16 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	12 月	第 17 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	12 月	「琵琶湖のレジャー利用の適正化の推進に向けた今後のあり方について」答申
	12 月	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例要綱（案）に係る県民政策コメントの実施 （12月15日～平成18年1月16日）
平成 18 年(2006 年)	2 月	県民政策コメントに基づき「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例要綱案」に対して提出された意見・情報とこれらに対する滋賀県の考え方および滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例要綱案の修正についてを公表
	2 月	県議会に「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例案」を提案
	3 月	「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例案」を全会一致で可決成立
	5 月	第 18 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	6 月	第 19 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」

	7 月	リリース禁止の適用水域の範囲の拡大、プレジャーボートの航行規制水域の拡大
	7 月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	7 月	「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」合同取締現地視察（大津市南小松）
	9 月	第 20 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	9 月	第 21 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	10 月	「プレジャーボートの利用の適正化の推進に関する協定、レジャー利用の適正化に関する地域協定」施行
	10 月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーンおよび外来魚ノーリリース釣り大会
	10 月	第 22 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	11 月	第 23 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	12 月	「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に基づく琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について」答申
平成 19 年(2007 年)	1 月	琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）（案）に係る県民政策コメントの実施（1 月 26 日～2 月 26 日）
	3 月	琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）（案）に対して提出された意見・情報に対する滋賀県の考え方および琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）公表
		第 24 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	7 月	「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」合同取締現地視察（野洲吉川・松の浦・近江舞子）
	7 月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	10 月	「外来魚駆除釣り大会」
	11 月	第 25 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
平成 20 年(2008 年)	2 月	第 26 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	7 月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	7 月	「びわこルールキッズ登録会兼外来魚駆除釣り大会」
	9 月	「びわこルールキッズ」表彰式
	10 月	第 27 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
平成 21 年(2009 年)	1 月	第 28 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	1 月	「外来魚駆除釣り大会」
	3 月	第 29 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	3 月	「外来魚駆除釣り大会」
	3 月	「外来魚駆除協力隊」事業開始
	4 月	第 30 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	5 月	「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」監視活動現地視察
	6 月	第 31 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	7 月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	7 月	「びわこルールキッズ登録会兼外来魚駆除釣り大会」
	8 月	第 32 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	9 月	「びわこルールキッズ」表彰式
	10 月	「外来魚駆除釣り大会」
	10 月	第 33 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	12 月	「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」フリーディスカッション
	12 月	第 34 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
平成 22 年(2010 年)	1 月	「外来魚駆除釣り大会」
	2 月	第 35 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
		「琵琶湖のレジャー利用の適正化の推進に向けた今後のあり方について」諮問
	3 月	「外来魚駆除釣り大会」

	3 月	第 36 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	3 月	第 37 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	3 月	第 38 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」 「琵琶湖のレジャー利用の適正化の推進に向けた今後のあり方について」答申
	5 月	「外来魚駆除釣り大会」
	7 月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	7 月	「びわこルールキッズ登録会兼外来魚駆除釣り大会」
	8 月	びわこルールキッズ 対象「びわこ・西の湖で外来魚駆除釣り」と農業体験」
	9 月	「びわこルールキッズ」表彰式
	11 月	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例要綱(案)に係る県民政策コメントの実施(11月11日~12月10日)
	12 月	県民政策コメントに基づき「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例要綱案」に対して提出された意見・情報とこれらに対する滋賀県の考え方および滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例要綱案の修正についてを公表(12月15日~平成23年6月14日)
平成 23 年(2011 年)	2 月	県議会に「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例案」を提案
	3 月	「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例案」を全会一致で可決成立
	6 月	びわ湖の日 30 周年記念「外来魚(有効利用)釣り大会」(5 会場)
	7 月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	7 月	「びわこルールキッズ登録会兼外来魚駆除釣り大会」
	8 月	びわこルールキッズ 対象「びわこ・西の湖で外来魚駆除釣り」と農業体験」
	9 月	「びわこルールキッズ」表彰式
	9 月	適合証交付手続、指定保管業者指定手続説明会(～10月)
	10 月	適合証請求受付・交付開始
	10 月	指定保管業者指定申請受付
	10 月	びわ湖の日 30 周年記念「外来魚(有効利用)釣り大会」
	11 月	第 39 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」 「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に基づく琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について」諮問 「プレジャーボートの航行規制水域の指定について」諮問 「プレジャーボートの航行規制水域の指定について」答申
	12 月	第 40 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」 航行規制水域指定等案の縦覧公告 (12月16日~平成24年1月12日)
平成 24 年(2012 年)	1 月	第 41 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」 「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に基づく琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について」答申
	2 月	琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)(案)に係る県民政策コメントの実施(2月1日~2月29日)
	3 月	「外来魚駆除釣り大会」
	3 月	琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)(案)に対して提出された意見・情報に対する滋賀県の考え方および琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)公表
	4 月	水産動物生息環境保全水域、利用調整水域の指定、施行
	6 月	「外来魚有効利用釣り大会」(公財)日本釣振興会滋賀県支部と開催
	7 月	琵琶湖レジャーマナーアップキャンペーン
	7 月	「びわこルールキッズ」釣り大会&マリンフェスタ

	9 月	「びわこルールキッズ」表彰式
	10 月	従来型 2 サイクル艇の航行禁止違反の罰則（過料）施行 適合証の表示義務および罰則（過料）施行 適合証交付請求の有料化
平成 25 年(2013 年)	10 月	第 42 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	1 月	「外来魚駆除釣り大会」
	3 月	「外来魚駆除釣り大会」
	3 月	環境対策型エンジン普及状況調査終了
	7 月	琵琶湖レジャーマナーアップキャンペーン
	7 月	「びわこルールキッズ」釣り大会
	9 月	「びわこルールキッズ」表彰式
平成 26 年(2014 年)	10 月	「外来魚有効利用釣り大会」（公財）日本釣振興会滋賀県支部と開催
	1 月	第 43 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	1 月	「外来魚駆除釣り大会」
	3 月	「外来魚駆除釣り大会」
	5 月	「外来魚駆除釣り大会」
	6 月	「外来魚有効利用釣り大会」（公財）日本釣振興会滋賀県支部と開催
	7 月	琵琶湖レジャーマナーアップキャンペーン
	7 月	「びわこルールキッズ」釣り大会
平成 27 年(2015 年)	9 月	「びわこルールキッズ」表彰式
	3 月	第 44 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	6 月	「外来魚有効利用釣り大会」（公財）日本釣振興会滋賀県支部と開催
	7 月	琵琶湖レジャーマナーアップキャンペーン
	7 月	「びわこルールキッズ」釣り大会、びわこルールバスフィッシング大会（中止）
	9 月	第 45 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	9 月	「びわこルールキッズ」表彰式
	10 月	「外来魚駆除釣り大会」
	10 月	第 46 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	11 月	第 47 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	11 月	「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に基づく琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について」答申
	12 月	琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）（案）に係る県民政策コメントの実施（12月21日～平成28年1月20日）
平成 28 年(2016 年)	3 月	琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）（案）に対して提出された意見・情報に対する滋賀県の考え方および琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）公表
	4 月	「外来魚釣り上げ名人事業」開始
	6 月	「外来魚有効利用釣り大会」（公財）日本釣振興会滋賀県支部と開催
	7 月	琵琶湖レジャーマナーアップキャンペーン
	7 月	「びわこルールキッズ」釣り大会
平成 29 年(2017 年)	9 月	「びわこルールキッズ」表彰式
	2 月	彦根旧港湾マナーアップキャンペーン
	2 月	第 48 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	5 月	「外来魚有効利用釣り大会」（公財）日本釣振興会滋賀県支部と開催
	6 月	「びわこルールキッズ」釣り大会 7 月にも開催
	7 月	琵琶湖レジャーマナーアップキャンペーン
	9 月	「びわこルールキッズ」表彰式
	11 月	第 49 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	12 月	彦根旧港湾マナーアップキャンペーン
平成 30 年(2018 年)	5 月	「外来魚有効利用釣り大会」（公財）日本釣振興会滋賀県支部と開催
	7 月	琵琶湖レジャーマナーアップキャンペーン

	7 月	「びわこルールキッズ」釣り大会
	11 月	「びわこルールキッズ」表彰式
平成 31 年(2019 年)	3 月	第 50 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	3 月	「外来魚釣り上げ名人事業」で初の「永世名人」達成
令和 1 年(2019 年)	5 月	「外来魚有効利用釣り大会」(公財)日本釣振興会滋賀県支部と開催
	7 月	「びわこルールキッズ」釣り大会
	7 月	琵琶湖レジャーマナーアップキャンペーン
	12 月	「外来魚釣り上げ名人」殿堂入り記念知事表彰式
	12 月	第 51 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
		「プレジャーボートの航行規制水域の変更について」諮問
令和 2 年(2020 年)	1 月	「プレジャーボートの航行規制水域の変更について」答申
	3 月	「プレジャーボートの航行規制水域の変更
	4 月	昭和電機株式会社とネーミングライツ契約(琵琶湖における航行規制水域表示ブイの修繕・設置にかかる取組)の締結
	7 月	第 52 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
		「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に基づく琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について」諮問
	9 月	第 53 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	11 月	第 54 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
		「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に基づく琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について」答申
	12 月	琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)(原案)に係る県民政策コメントの実施(12月21日~令和3年1月20日)
令和 3 年(2021 年)	3 月	琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)(原案)に対して提出された意見・情報に対する滋賀県の考え方および琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)公表

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

平成14年10月22日

滋賀県条例第52号

改正 平成16年10月25日条例第38号

平成18年3月30日条例第12号

平成23年3月22日条例第25号

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例をここに公布する。

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 第5条）

第2章 レジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策（第6条 第11条）

第3章 プレジャーボートの航行に関する規制等（第12条 第17条の3）

第4章 外来魚の再放流の禁止等（第18条・第19条）

第4章の2 レジャー利用の適正化に関する地域協定（第19条の2）

第5章 環境配慮製品の開発および普及（第20条 第22条）

第6章 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会（第23条・第24条）

第7章 雑則（第24条の2・第25条）

第8章 罰則（第26条 第29条）

付則

世界屈指の歴史的な存在であり、類のない固有の生態系を有する琵琶湖は、時に厳しくも穏やかに私たちをはぐくんできた。

この琵琶湖が私たちに与えた恵沢は、豊かな水とそれによりもたらされる水産資源や農産物といった日々の糧にとどまらず、歴史とともに伝え継がれた独自の文化や幼少期の原風景などの形成にも深くかかわるものであった。

白砂に戯れ、水鳥とともに生い茂るヨシの水辺を散策し、時には舟でさざ波に揺られることで、琵琶湖の懐に包まれた私たちの心は優しく癒され、新たな活力が浸み入るように満ち広がった。

私たちは、琵琶湖と接することで、日々の束縛から解放され、その恵みを誰もが等しく享受できることを切なる願いとしつつも、なお今日的な課題があることを認識している。

これまでの私たちの営みの中には、琵琶湖固有の生態系にとって必ずしもよい影響を与え

ないものもあったことを私たちは学んだ。このことは、琵琶湖の保全のための取組をより一層進めつつ、教訓として将来に伝えていく必要がある。

しかるに、近年、琵琶湖におけるレジャー活動はその形態が多様化し、訪れる人が増えるとともに、その活動が、私たちの大切な財産である琵琶湖の水質に負荷を与え、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼしており、また琵琶湖固有の生態系の保全という普遍的価値観も、人々の個々様々な活動が行われる中で、損なわれようとしている。

私たちは、琵琶湖を訪れる多くの人々が、その雄大な自然に触れ、琵琶湖の価値を共有することを心から望むとともに、これらの人々に私たちの得た教訓を伝え、一人ひとりが、その活動において、自然の長い営みにより培われた生態系に人が与える影響の重大さや琵琶湖の自然環境とその畔に暮らす人々の生活に対してできる限り負荷がかからないものであるべきことを深く認識し、自らの行動に移していくことが重要であると考えます。

私たちは、このような行動の社会への広がりや定着を一層促進するとともに、琵琶湖においてレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るための施策を総合的に展開していくことが極めて重要であると認識するに至った。

私たちは、琵琶湖におけるこの取組が自然と共生する滋賀らしさの象徴となることの揺るがぬ想いのもと、未来からの、そして世界からの大切なあずかりものである琵琶湖の環境をできる限り健やかなまま次代に引き継ぐことを決意し、ここに滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の状況にかんがみ、その負荷の低減を図るために必要な琵琶湖のレジャー利用の適正化に関し、県、レジャー利用者および事業者の責務を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項を定め、プレジャーボートの航行に関する規制その他の必要な措置を講ずること等により、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図り、もって琵琶湖の自然環境およびその周辺における生活環境の保全ならびに琵琶湖の良好な利用環境の確保に資することを目的とする。

(一部改正〔平成23年条例25号〕)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 琵琶湖 河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項の規定に基づき一級河川に指定された琵琶湖、淀川（瀬田川洗堰から上流の区域に限る。）および西之湖ならびに規則で定める内湖をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により琵琶湖の自然環境およびその周辺的生活環境ならびに琵琶湖の利用環境に加えられる影響であって、琵琶湖の自然環境およびその周辺的生活環境を保全し、または琵琶湖の良好な利用環境を確保する上での支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) レジャー活動 レクリエーションその他の余暇を利用して行う活動をいう。
- (4) レジャー利用者 琵琶湖においてレジャー活動を行う者をいう。
- (5) プレジャーボート 水上オートバイ、モーターボートその他の推進機関としての内燃機関（以下「機関」という。）を備える船舶（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第2項に規定する船舶を除く。）のうち、次に掲げる船舶以外の船舶をいう。
 - ア 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船
 - イ 海上運送法（昭和24年法律第187号）の規定による船舶運航事業の用に供する船舶
 - ウ 国または地方公共団体が所有する船舶
 - エ 専らレジャーの用に供する船舶以外の船舶として規則で定める船舶
- (6) 水上オートバイ 小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）第2条第2項に規定する特殊小型船舶をいう。
- (7) 適合原動機搭載艇 2サイクルの原動機（規則で定める方式の2サイクルの原動機を除く。）以外の原動機を推進機関として備えるプレジャーボートのうち、主として当該原動機を用いて推進するものをいう。
- (8) 航行 機関を用いて船舶が進行することをいう。

（一部改正〔平成23年条例25号〕）

（県の責務）

第3条 県は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関し、市町との連携を図るとともに、市町が実施する琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策について必要な調整および協力を行うものとする。

（一部改正〔平成16年条例38号〕）

（レジャー利用者の責務）

第4条 レジャー利用者は、琵琶湖においてレジャー活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 レジャー利用者は、県が実施する琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

(関係事業者の責務)

第5条 琵琶湖におけるレジャー活動に関する事業を営む者(以下「関係事業者」という。)

は、その事業を行うに当たっては、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、レジャー利用者に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 関係事業者は、県が実施する琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

第2章 レジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策

(基本計画の策定)

第6条 知事は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画には、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他の重要事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、レジャー利用者および関係事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(広報、啓発等)

第7条 県は、レジャー利用者および関係事業者の琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境の保全ならびに琵琶湖の良好な利用環境の確保についての理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(一部改正〔平成23年条例25号〕)

(県民等の活動の促進)

第8条 県は、県民、レジャー利用者、関係事業者またはこれらの者が組織する団体が行う

琵琶湖における環境への負荷の少ないレジャー活動の推進のための活動および琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るための活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(公共的施設の整備)

第9条 県は、琵琶湖における環境への負荷の少ないレジャー活動の推進および琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るために必要な公共的施設を整備するものとする。

(調査研究)

第10条 県は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うとともに、その成果を公表するものとする。

(琵琶湖レジャー利用監視員の設置)

第11条 知事は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るために必要な指導および啓発活動を行わせるため、琵琶湖レジャー利用監視員を置くものとする。

第3章 プレジャーボートの航行に関する規制等

(プレジャーボートの航行を規制する水域)

第12条 知事は、次に掲げる水域を、プレジャーボートの航行を規制する水域(以下「航行規制水域」という。)として指定することができる。

- (1) 住居が集合している地域、病院、学校または保養施設の存する地域その他の騒音を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域に隣接し、または近接する琵琶湖の水域のうち、当該地域の生活環境を保全するためプレジャーボートの航行により発生する騒音を防止する必要があると認められる水域
- (2) 水産動物の増殖場および養殖場ならびにそれらに隣接し、または近接する琵琶湖の水域のうち、当該増殖場および養殖場における水産動物の生育環境を保全するため、プレジャーボートの航行により発生する波を抑制する必要があると認められる水域
- (3) 水鳥の営巣地その他のプレジャーボートの航行により発生する騒音を防止することにより水鳥の生息環境を保全する必要があると認められる琵琶湖の水域
- (4) 多様なレジャー活動に利用されている琵琶湖の水域または多様なレジャー活動に利用されている琵琶湖岸に隣接し、もしくは近接する琵琶湖の水域のうち、プレジャーボートの航行が他のレジャー利用者に著しく迷惑を及ぼすことを防止し、琵琶湖のレジャー利用に係る良好な利用環境を確保するため、レジャー活動に係る適切な利用調整を図

る必要があると認められる水域

- 2 前項の規定による航行規制水域の指定（同項第1号に掲げる水域に係る指定に限る。）は、河川法第6条第1項に規定する河川区域の境界から生活環境を保全するため必要な限度において規則で定める距離を超えてしてはならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による航行規制水域の指定は、この条例の目的を達成するため必要な限度を超えてしてはならない。
- 4 知事は、航行規制水域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市の長および滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、航行規制水域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨および区域の案を公告し、その関係図書を当該公告をした日から4週間公衆の縦覧に供しななければならない。
- 6 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該区域の案について、知事に意見書を提出することができる。
- 7 知事は、航行規制水域を指定するときは、その旨および区域を告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供しななければならない。
- 8 航行規制水域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 9 第4項から前項までの規定は、航行規制水域の変更または廃止について準用する。

（一部改正〔平成18年条例12号・23年25号〕）

（プレジャーボートの航行の禁止）

第13条 プレジャーボートの操船者は、航行規制水域においてプレジャーボートを航行させてはならない。ただし、次の各号（前条第1項第3号に係る航行規制水域における航行にあっては、第1号を除く。）のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 次のいずれかに該当する移動のためにプレジャーボート（前条第1項第2号に係る航行規制水域において水上スキー、ウエイクボードその他これらに類する行為として規則で定める行為のための用具を装着した人をえい航するプレジャーボートおよび同項第4号に係る航行規制水域において航行する水上オートバイを除く。）を航行させる場合であって、当該移動に当たり最短となる経路をできる限り騒音を減ずるための措置（同項第2号に係る航行規制水域における航行にあっては、できる限り波を抑制するための措置）を講じて航行させるとき。

ア 航行規制水域に接する琵琶湖岸と当該航行規制水域外の水域または当該航行規制水域内の停留（機関を停止して行う停留に限る。以下この号において「停留」という。）

をする場所との間の移動

イ 航行規制水域内の停留をする場所と当該航行規制水域外の水域または当該航行規制水域内の他の停留をする場所との間の移動

(2) 水難その他の非常の事態の発生に際し必要な措置を講ずるためプレジャーボートを航行させる場合

(3) 国または地方公共団体の業務を行うためプレジャーボートを航行させる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、公益上の必要その他やむを得ない事由があるものとして規則で定める場合

(一部改正〔平成18年条例12号・23年25号〕)

(停止等の命令)

第14条 知事は、前条の規定に違反して、航行規制水域においてプレジャーボートを航行させている操船者および航行させた操船者に対して、次に掲げる事項を命ずることができ
る。

(1) プレジャーボートの航行を停止させること。

(2) 航行に係るプレジャーボートを速やかに出発港その他の知事が指定する場所に移動させること。

(3) 当該違反行為のあった日に琵琶湖においてプレジャーボートを航行させることの禁止

2 前項の規定による命令については、滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）第12条の規定は、適用しない。

(一部改正〔平成23年条例25号〕)

(適合原動機搭載艇以外のプレジャーボートの使用禁止)

第15条 何人も、適合原動機搭載艇以外のプレジャーボート（主として帆その他規則で定める装置を用いて推進するものを除く。）を琵琶湖の水域に持ち込み、または琵琶湖において航行させ、もしくは停留させてはならない。

(全部改正〔平成23年条例25号〕)

(適合証の表示等)

第15条の2 何人も、適合原動機搭載艇であることを示す規則で定める標章（以下「適合証」という。）を規則で定めるところにより表示していない適合原動機搭載艇を琵琶湖の水域に持ち込み、または琵琶湖において航行させ、もしくは停留させてはならない。

2 知事は、適合原動機搭載艇の所有者（適合原動機搭載艇の売買があった場合において、

売主が当該適合原動機搭載艇の所有権を留保しているときは、買主。以下同じ。)または指定保管業者(県内においてプレジャーボートの保管を業とする者で、この条の規定による適合証の交付の請求等の手続に必要な情報の適切な管理および河川法その他関係法令の遵守その他のプレジャーボートの適正な保管ができるものとして知事が指定するものをいう。以下同じ。)で適合原動機搭載艇を保管するものからの請求に基づき、当該適合原動機搭載艇に係る適合証を交付するものとする。

3 前項の請求は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出することにより行わなければならない。

- (1) 請求をしようとする者の氏名および住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- (2) 船舶番号
- (3) 船舶の種類
- (4) 原動機の型式
- (5) その他規則で定める事項

4 第2項の規定により適合証の交付を受けた者(以下「適合証被交付者」という。)は、適合証が滅失し、損傷し、またはその識別が困難となった場合その他やむを得ない事由がある場合には、規則で定めるところにより、その再交付を知事に請求することができる。

5 適合証被交付者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 第3項第1号、第4号または第5号に掲げる事項に変更が生じたとき(同項第4号に掲げる事項の変更の場合にあっては、当該変更後のプレジャーボートが引き続き適合原動機搭載艇であるときに限る。)
- (2) 適合証に係る適合原動機搭載艇の所有者がその琵琶湖における使用を廃止したとき。
- (3) 適合証に係る適合原動機搭載艇が適合原動機搭載艇でなくなったとき。

6 適合証被交付者は、前項第2号または第3号に該当することとなったときは、直ちに当該適合証を除去し、または抹消しなければならない。

(追加〔平成23年条例25号〕、一部改正〔平成23年条例25号〕)

(地位の承継)

第15条の3 適合証被交付者から適合証に係る適合原動機搭載艇を譲り受けた者(相続、合併または分割により当該適合原動機搭載艇を承継した者を含む。)は、その適合証被交付者の地位を承継する。

- 2 適合証被交付者である指定保管業者がそのプレジャーボートの保管に係る事業（以下「保管事業」という。）の全部を譲渡し、または適合証被交付者である指定保管業者について相続、合併もしくは分割（その保管事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その保管事業の全部を譲り受けた者または相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人もしくは分割によりその保管事業の全部を承継した法人は、その適合証被交付者の地位を承継する。
- 3 前項に規定する場合を除くほか、適合証に係る適合原動機搭載艇を新たに保管することとなった指定保管業者は、規則で定めるところにより知事の承認を受けて、当該適合原動機搭載艇に係る適合証被交付者の地位を承継することができる。
- 4 前2項の規定による地位の承継がある場合を除くほか、適合証被交付者である指定保管業者が適合証に係る適合原動機搭載艇の保管をしなくなったときまたは前条第2項の指定を取り消されたときは、当該適合原動機搭載艇の所有者は、その適合証被交付者の地位を承継する。
- 5 第1項、第2項または前項の規定により適合証被交付者の地位を承継した者は、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
（追加〔平成23年条例25号〕）

（指定保管業者の指定の申請等）

第15条の4 第15条の2第2項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 指定を受けようとする者の氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- (2) プレジャーボートの保管に係る施設の名称および所在地
- (3) プレジャーボートの保管の方法
- (4) その他規則で定める事項

- 2 知事は、前項の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときおよび同項の指定を取り消したときも、同様とする。
- 3 指定保管業者は、第1項各号に掲げる事項（規則で定める事項を除く。）に変更があったときおよび保管事業を廃止したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 前条第2項および第5項の規定は、指定保管業者がその保管事業の全部を譲渡し、または指定保管業者について相続、合併もしくは分割（その保管事業の全部を承継させるもの

に限る。)があった場合における指定保管業者の地位の承継について準用する。

5 前各項に定めるもののほか、指定保管業者の指定に関し必要な事項は、規則で定める。

(追加〔平成23年条例25号〕)

(適合証の不正使用等の禁止)

第15条の5 適合証は、当該適合原動機搭載艇以外のプレジャーボートに使用してはならない。

2 何人も、行使の目的をもって、適合証と紛らわしい外観を有する物を製造し、または使用してはならない。

(追加〔平成23年条例25号〕)

(改造を加えたプレジャーボートの航行の禁止)

第16条 プレジャーボートの操船者は、消音器の除去、消音器の騒音低減機構の除去その他の騒音を防止する機能に著しい支障を及ぼす改造で規則で定めるものを加えたプレジャーボートを琵琶湖において航行させてはならない。

(プレジャーボートの操船者等の遵守事項)

第17条 プレジャーボートの操船者は、琵琶湖岸においてプレジャーボートの機関の回転数をみだりに増加させ著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるような騒音を生じさせてはならない。

2 プレジャーボートの操船者は、琵琶湖岸付近においてプレジャーボートを航行させるときは、当該プレジャーボートの航行により発生する騒音等によって他のレジャー利用者等に著しく迷惑を及ぼすことがないように、速力を減ずる等必要な措置を講じなければならない。

3 プレジャーボートの操船者は、琵琶湖においてプレジャーボートを航行させるときは、水道取水施設、えりその他の工作物への衝突等に伴う琵琶湖への燃料の流出を防止するため、当該工作物との間に安全な距離を保ち航行する等必要な措置を講じなければならない。

4 プレジャーボートに給油を行う者は、琵琶湖への燃料の流出を防止するため、適切な方法による給油の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(一部改正〔平成23年条例25号〕)

(勧告)

第17条の2 知事は、前2条の規定に違反している者に対し、これらの規定を遵守すべきことを勧告することができる。

(追加〔平成18年条例12号〕、一部改正〔平成23年条例25号〕)

(プレジャーボートの利用の適正化の推進に関する協定)

第17条の3 知事は、琵琶湖におけるプレジャーボートの航行に伴う環境への負荷の低減を図るため、県内においてプレジャーボートの保管を業とする者とプレジャーボートの利用の適正化の推進に関する協定(以下この条において「協定」という。)を締結することができる。

2 協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 協定の対象となる施設の名称および所在地
- (2) 協定の対象となる施設を管理する者または利用する者が行うプレジャーボートの航行に伴う環境への負荷の低減を図るための措置
- (3) 協定の有効期間に関する事項
- (4) 協定の変更または廃止の手続に関する事項
- (5) その他知事が必要と認める事項

3 知事は、協定を締結し、または変更したときは、その内容を公表するものとする。

(追加〔平成18年条例12号〕)

第4章 外来魚の再放流の禁止等

(外来魚の再放流の禁止)

第18条 レジャー活動として魚類を採捕する者は、外来魚(ブルーギル、オオクチバスその他の規則で定める魚類をいう。)を採捕したときは、これを琵琶湖その他の水域に放流してはならない。

(一部改正〔平成18年条例12号〕)

(水鳥の生息地への配慮)

第19条 レジャー利用者は、琵琶湖においてレジャー活動を行うに当たっては、水鳥の営巣地その他の水鳥の生息地の保全に配慮するよう努めなければならない。

第4章の2 レジャー利用の適正化に関する地域協定

(追加〔平成18年条例12号〕)

(レジャー利用の適正化に関する地域協定)

第19条の2 地域住民、レジャー利用者、関係事業者またはこれらの者が組織する団体は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、その地域における琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する協定(以下この条において「地域協定」という。)を締結し、これを知事に提出して、当該地域協定が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 地域協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 地域協定の目的および対象となる地域
 - (2) 琵琶湖の自然環境およびその周辺的生活環境の保全ならびに琵琶湖の良好な利用環境の確保を図るための措置
 - (3) 地域協定の有効期間に関する事項
 - (4) 地域協定の変更または廃止の手續に関する事項
 - (5) その他知事が必要と認める事項
- 3 知事は、第1項の認定の申請があった場合において、その地域協定が琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に資するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 4 知事は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、その認定に係る地域協定の対象となる地域の存する市の長の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該認定に係る地域協定を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しななければならない。
- 6 前項の規定による公告があったときは、地域住民および利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された地域協定について知事に意見書を提出することができる。
- 7 第1項の認定を受けたものは、その認定に係る地域協定を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。
- 8 第3項から第6項までの規定は、前項の規定による地域協定の変更について準用する。
- 9 知事は、第1項または第7項の認定を受けた地域協定の実施に関し、必要な指導、助言その他の支援を行うものとする。
- 10 知事は、第1項または第7項の認定をしたときは、その認定に係る地域協定の内容を公表するものとする。

(追加〔平成18年条例12号〕、一部改正〔平成23年条例25号〕)

第5章 環境配慮製品の開発および普及

(環境配慮製品の開発等)

第20条 琵琶湖におけるレジャー活動において使用される製品の製造を行う事業者は、当該製品が水質の保全、騒音の防止その他の環境の保全に配慮したものとなるようその開発および製造に努めなければならない。

2 琵琶湖におけるレジャー活動において使用される製品の販売を行う事業者は、その販売

を行うに当たっては、水質の保全、騒音の防止その他の環境の保全に配慮した製品（以下「環境配慮製品」という。）に関する情報の提供その他の環境配慮製品の普及のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（環境配慮製品の使用）

第21条 レジャー利用者は、琵琶湖においてレジャー活動を行うに当たっては、環境配慮製品を使用するよう努めなければならない。

（環境配慮製品の使用の促進）

第22条 県は、レジャー利用者による環境配慮製品の使用を促進するため、環境配慮製品の開発、製造および販売の状況等に関し必要な調査を行い、環境配慮製品に関する情報および琵琶湖におけるレジャー活動において使用される製品に係る環境への負荷に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、第20条第1項または第2項に規定する事業者に対し、環境配慮製品の開発、製造および販売の状況等に関し報告を求めることができる。

第6章 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会

（滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の設置）

第23条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第6条第4項および第12条第4項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（一部改正〔平成23年条例25号〕）

（審議会の組織等）

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(報告および立入調査)

第24条の2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、プレジャーボートの所有者、プレジャーボートの保管または揚げ降ろしを行う者その他の関係者に対し必要な報告を求め、またはその職員に、これらの者の施設その他のプレジャーボートが所在すると認められる場所に立ち入り、プレジャーボート、船舶検査証書、小型船舶操縦免許証その他の操船者の本人確認ができる書類その他必要な物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定に基づく立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(追加〔平成23年条例25号〕)

(規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第26条 第14条第1項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
 - (1) 偽りその他不正の手段により第15条の2第2項の規定による適合証の交付(同条第4項の規定による請求に基づく再交付を含む。)を受けた者
 - (2) 第15条の5第1項の規定に違反した者

(一部改正〔平成23年条例25号〕)

第27条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前条第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の罰金刑を科する。

(追加〔平成23年条例25号〕)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第15条の規定に違反した者

- (2) 第15条の5第2項の規定に違反した者
- (3) 第24条の2第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

(追加〔平成23年条例25号〕、一部改正〔平成23年条例25号〕)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

- (1) 第15条の2第1項の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により第15条の2第2項の指定を受けた者
- (3) 第15条の2第5項、第15条の3第5項(第15条の4第4項において準用する場合を含む。)または第15条の4第3項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (4) 第15条の2第6項の規定に違反した者

(追加〔平成23年条例25号〕)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第1章および第6章の規定ならびに付則第3項中滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)第1条第39号の4の次に1号を加える改正規定は平成14年12月1日から、第15条の規定は平成18年4月1日から施行する。

(一部改正〔平成18年条例12号〕)

(経過措置)

- 2 第15条の規定の施行の際現に2サイクルの原動機(規則で定める方式の2サイクルの原動機を除く。)を推進機関(補助的な推進機関を除く。)として備えるプレジャーボートを所有する者が平成20年3月31日までの間に当該プレジャーボートを琵琶湖において航行させる場合には、同条の規定は、適用しない。

(一部改正〔平成18年条例12号〕)

- 3 前項に規定するプレジャーボートであって第17条の3第1項の規定により締結された協定の対象となる施設において保管されているもののうち、その航行に伴う環境への負荷の低減を図るための措置が講じられるものとして規則で定める基準に適合する旨の知事の認定を受けたものを所有する者が当該プレジャーボートを琵琶湖において航行させる場合の前項の規定の適用については、同項中「平成20年3月31日」とあるのは、「平成

23年3月31日」とする。

(全部改正〔平成18年条例12号〕)

- 4 知事は、前項の認定を受けたプレジャーボートが同項に規定する規則で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(追加〔平成18年条例12号〕)

付 則(平成16年条例第38号抄)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)

付 則(平成18年条例第12号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第17条の次に2条を加える改正規定(第17条の2に係る部分に限る。)は公布の日から、第12条、第13条ただし書および第18条の改正規定は同年7月1日から施行する。

付 則(平成23年条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第15条の次に4条を加える改正規定(第15条の2第1項および第15条の5に係る部分を除く。) 平成23年10月1日

(2) 第15条の次に4条を加える改正規定(第15条の2第1項に係る部分に限る。)、第17条の2の改正規定、第8章に3条を加える改正規定(第28条第1号に係る部分に限る。)ならびに付則第3項および第4項の規定 平成24年10月1日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成24年9月30日までの間における滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第17条の2の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「第15条または前2条」とする。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

- 3 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(滋賀県収入証紙条例の一部改正)

- 4 滋賀県収入証紙条例(昭和39年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則

平成15年3月28日

滋賀県規則第40号

改正 平成15年5月30日規則第67号

平成15年7月4日規則第72号

平成16年5月6日規則第38号

平成17年1月1日規則第1号

平成17年2月14日規則第6号

平成17年12月28日規則第95号

平成18年2月13日規則第9号

平成18年3月20日規則第14号

平成18年11月17日規則第85号

平成19年12月26日規則第85号

平成21年12月28日規則第73号

平成23年4月1日規則第26号

平成23年9月30日規則第34号

平成24年9月28日規則第62号

令和元年6月28日規則第4号

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則をここに公布する。

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則

滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会規則（平成14年滋賀県規則第68号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める内湖）

第2条 条例第2条第1号の規則で定める内湖は、別表に掲げる内湖とする。

（規則で定める船舶）

第3条 条例第2条第5号エの規則で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

- (1) しゅんせつ船、砂利採取船その他の作業船
- (2) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第2項に規定する遊

漁船

- (3) 専ら学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校および同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）における教育または学術研究の用に供する船舶
- (4) 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）または地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が所有する船舶
- (5) 専らヨット、ボート等に係る競技会または訓練における審判または救護の用に供する船舶
- (6) 専ら船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第4条第2項に規定する海技士国家試験、同法第13条の2第1項に規定する船舶職員養成施設における船舶職員の養成、同法第23条の2第2項に規定する小型船舶操縦士国家試験または同法第23条の10第1項に規定する小型船舶教習所における教習（以下「海技士国家試験等」という。）の用に供する船舶
- (7) 専ら水質、底質および地質の調査、建設工事、土木施設維持管理業務、測量業務ならびにこれらに類する業務の用に供する船舶

（一部改正〔平成15年規則67号・18年85号・19年85号〕）

（規則で定める方式）

第3条の2 条例第2条第7号の規則で定める方式は、燃焼室に直接燃料を噴射する方式、燃料の噴射を電子的に制御し、かつ、触媒により排出ガスを浄化する方式およびディーゼル方式とする。

（追加〔平成23年規則26号〕）

（標識の設置）

第3条の3 知事は、条例第12条第1項の規定に基づき航行規制水域を指定したときは、当該航行規制水域内または当該航行規制水域に接する湖岸に、これを表示する標識として、次の各号に掲げる航行規制水域の区分に応じ、当該各号に定める標識を設置するものとする。

- (1) 条例第12条第1項第1号または第3号に係る航行規制水域 第1号標識（別記様式第1号）
- (2) 条例第12条第1項第2号に係る航行規制水域 第2号標識（別記様式第2号）

- (3) 条例第12条第1項第4号に係る航行規制水域 第3号標識（別記様式第3号）
（追加〔平成15年規則72号〕、一部改正〔平成18年規則85号・23年26号〕）
（航行規制水域の指定に係る規則で定める距離）

第4条 条例第12条第2項の規則で定める距離は、350メートルとする。

（航行規制水域の指定の案の公告）

第4条の2 条例第12条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定、変更または廃止をしようとする航行規制水域の区域
- (2) 指定、変更または廃止に係る航行規制水域が条例第12条第1項各号のいずれに該当するかの別
- (3) 航行規制水域の指定、変更または廃止の案の縦覧場所
（追加〔平成23年規則26号〕）

（航行規制水域における航行の禁止の適用除外）

第5条 条例第13条第4号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 学校等における教育または学術研究の用に供するためプレジャーボートを航行させる場合
- (2) 独立行政法人等または地方独立行政法人の業務の用に供するためプレジャーボートを航行させる場合
- (3) ヨット、ボート等に係る競技会または訓練における審判または救護の用に供するためプレジャーボートを航行させる場合
- (4) 海技士国家試験等の用に供するためプレジャーボートを航行させる場合
- (5) 海技士国家試験等の事前の講習等であって、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）第135条第6号に掲げる場合に該当するものの用に供するためプレジャーボートを航行させる場合
- (6) 祭礼その他地域の慣習に伴いプレジャーボートを航行させる場合
- (7) 水質、底質および地質の調査、建設工事、土木施設維持管理業務、測量業務ならびにこれらに類する業務の用に供するためプレジャーボートを航行させる場合
（一部改正〔平成15年規則67号・18年85号〕）

（適合証）

第6条 条例第15条の2第1項に規定する適合証（以下「適合証」という。）は、船体貼付用適合証（別記様式第4号）および原動機貼付用適合証（別記様式第5号）とする。

(全部改正〔平成23年規則34号〕)

(適合証の表示方法)

第6条の2 適合証は、次の各号に掲げる適合証の区分に応じ、当該各号に定めるところにより表示するものとする。

- (1) 船体貼付用適合証 両船側の、航行時においても船外から見やすい場所に貼付すること。
- (2) 原動機貼付用適合証 船外機の、航行時においても船外から見やすい場所に貼付すること(適合証に係る適合原動機搭載艇が、主として船外機を用いて推進するものである場合に限る。)。

2 適合証は、前項に定めるところにより表示することが困難であると知事が認めるときは、知事が適当と認める他の場所に表示することができる。

(追加〔平成23年規則34号〕)

(指定保管業者保管施設標章)

第6条の3 知事は、指定保管業者が適合証の交付の請求をした場合において、適合証を交付するときは、当該適合証と併せて指定保管業者保管施設標章(別記様式第6号)を交付するものとする。

2 前項の指定保管業者保管施設標章は、適合原動機搭載艇の両船側の船体貼付用適合証に近接した箇所に貼付するものとする。

(追加〔平成23年規則34号〕)

(適合証の交付の請求)

第6条の4 条例第15条の2第3項の書面は、適合証交付請求書(別記様式第7号)とする。

2 条例第15条の2第3項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 推進機関として備える原動機の方式、機関の種類および主たる推進装置であるか否かの別
- (2) 所有者の氏名(法人にあっては、その名称)

3 第1項の書面には、適合証に係る適合原動機搭載艇に係る船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項の船舶検査証書および同法第10条の2の船舶検査手帳(以下これらを「船舶検査証書等」という。)の写しを添付しなければならない。ただし、条例第15条の2第2項の請求をしようとする者が指定保管業者であるときは、この限りでない。

(追加〔平成23年規則34号〕)

(適合証の再交付の請求)

第 6 条の 5 条例第 15 条の 2 第 4 項の規定による再交付の請求は、適合証再交付請求書(別記様式第 8 号) により行うものとする。

2 前条第 3 項の規定は、前項の再交付の請求について準用する。

(追加〔平成 23 年規則 34 号〕)

(変更等の届出)

第 6 条の 6 条例第 15 条の 2 第 5 項の規定による届出は、適合原動機搭載艇変更・廃止届出書(別記様式第 9 号) により行うものとする。

2 条例第 15 条の 2 第 5 項第 1 号に掲げる場合にあっては、前項の届出書には、船舶検査証書等の写しその他の変更の事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、同項の規定による届出をしようとする適合証被交付者が指定保管業者であるときは、この限りでない。

(追加〔平成 23 年規則 34 号〕)

(適合証被交付者の地位の承継の承認の申請)

第 6 条の 7 条例第 15 条の 3 第 3 項の承認の申請は、指定保管業者による適合証被交付者地位承継承認申請書(別記様式第 10 号) を知事に提出することにより行うものとする。

(追加〔平成 23 年規則 34 号〕)

(適合証被交付者の地位の承継の届出)

第 6 条の 8 条例第 15 条の 3 第 5 項の規定による地位の承継の届出は、適合証被交付者地位承継届出書(別記様式第 11 号) により行うものとする。

(追加〔平成 23 年規則 34 号〕)

(指定保管業者の指定の申請)

第 6 条の 9 条例第 15 条の 4 第 1 項の申請書は、指定保管業者指定申請書(別記様式第 12 号) とする。

2 条例第 15 条の 4 第 1 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管するプレジャーボートの数
- (2) 保管施設の常駐の管理者の氏名および役職名
- (3) 揚降のための施設または機器の有無ならびに有する場合は、その名称および操作する職員の有無
- (4) 保管するプレジャーボートの出艇および入艇を管理する方法
- (5) 指定保管業者の指定を受けた場合において、交付を受けた適合証に係る適合原動機

搭載艇について条例第15条の2第5項第1号に規定する事項に変更が生じたことを遅滞なく把握する方法

(6) 河川法（昭和39年法律第167号）その他関係法令の許可等の状況

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) プレジャーボートの保管に係る施設（以下「保管施設」という。）の位置図
- (2) 保管施設の平面図
- (3) 指定を受けようとする者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
（追加〔平成23年規則34号〕）

（指定保管業者の指定等の告示）

第6条の10 条例第15条の4第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定、指定の変更または指定の取消しに係る指定保管業者の氏名および住所（法人にあっては、名称および主たる事務所の所在地）
- (2) 指定、指定の変更または指定の取消しの別
- (3) 前号の事由の生じた年月日
（追加〔平成23年規則34号〕）

（指定保管業者の変更等の届出）

第6条の11 条例第15条の4第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第6条の9第2項第1号に掲げる事項
- (2) 第6条の9第2項第2号に掲げる事項（管理者が不在となる場合を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、プレジャーボートの適正な保管に支障がないと知事が認める事項

2 条例第15条の4第3項の規定による届出は、指定保管業者変更・廃止届出書（別記様式第13号）により行うものとする。

3 前項の届出が変更に係るものであるときは、同項の届出書には、当該変更に係る第6条の9第3項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（追加〔平成23年規則34号〕）

（指定保管業者の地位の承継の届出）

第6条の12 条例第15条の4第4項において準用する条例第15条の3第5項の規定による届出は、指定保管業者地位承継届出書（別記様式第14号）によるものとする。

2 前項の届出書には、地位の承継の原因となった事実を証する書類を添付しなければならない

ない。

(追加〔平成23年規則34号〕)

(騒音を防止する機能に著しい支障を及ぼす改造)

第7条 条例第16条の騒音を防止する機能に著しい支障を及ぼす改造で規則で定めるものは、次に掲げる改造とする。

- (1) 消音器の除去
- (2) 消音器の騒音低減機構の除去
- (3) 消音器の騒音を低減する機能が著しく劣る消音器への交換
(琵琶湖プレジャーボート取締員)

第7条の2 プレジャーボートの航行の規制に関する事務を行わせるため、琵琶湖プレジャーボート取締員(以下「取締員」という。)を置く。

- 2 取締員は、職員のうちから知事が任命する。
- 3 取締員は、琵琶湖プレジャーボート取締員証(別記様式第15号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(追加〔平成24年規則62号〕)

(権限の委任)

第7条の3 次に掲げる知事の権限は、取締員に委任する。ただし、知事が当該権限を自ら行うことを妨げない。

- (1) 条例第14条第1項の規定による命令
- (2) 条例第28条第1号および第29条第1号の規定による過料の処分(以下「過料処分」という。)および過料の徴収に関する事務

(追加〔平成24年規則62号〕)

(規則で定める魚類)

第8条 条例第18条の規則で定める魚類は、ブルーギル、オオクチバスおよびコクチバスとする。

(地域協定の認定に係る公告)

第8条の2 条例第19条の2第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 認定に係る地域協定の概要
- (2) 認定に係る地域協定の縦覧場所

(追加〔平成18年規則85号〕)

(審議会の会長)

第9条 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第11条 審議会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、滋賀県琵琶湖環境部において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(身分証明書)

第14条 条例第24条の2第2項の証明書は、琵琶湖プレジャーボート取締員証または立入調査員証(別記様式第16号)とする。

(全部改正〔平成23年規則26号〕、一部改正〔平成23年規則34号・24年62号〕)

(過料処分に係る弁明の機会の付与等)

第15条 過料処分に係る弁明は、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出して行うものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(追加〔平成24年規則62号〕)

第16条 過料処分に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の3第1項の規定による告知および弁明の機会の付与は、弁明書の提出期限の1週間前までに、当該過料処分

の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知して行うものとする。

- (1) 予定される過料処分の内容および根拠となる条例の条項
- (2) 過料処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先および提出期限

(追加〔平成24年規則62号〕)

第17条 知事が前条の規定による通知をした場合において、やむを得ない理由があるときは、同条の通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、知事に対し、弁明書の提出期限の変更を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出により、または職権で、弁明書の提出期限を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により弁明書の提出期限を変更したときは、速やかに、当事者に通知しなければならない。

(追加〔平成24年規則62号〕)

第18条 当事者は、弁明の機会を放棄しようとするときは、あらかじめ、書面により知事に届け出なければならない。

(追加〔平成24年規則62号〕)

(過料処分の通知)

第19条 知事は、過料処分を行う場合は、当該過料処分の名宛人となるべき者に対し、当該過料処分の理由を示した書面によりその旨を通知するものとする。

(追加〔平成24年規則62号〕)

付 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会規則第2条第1項の規定により定められている審議会の会長は、改正後の滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則第9条第1項の規定により定められたものとみなす。

付 則(平成15年規則第67号)

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

付 則(平成15年規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年規則第38号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成17年規則第1号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年規則第95号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

付 則（平成18年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年規則第14号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年規則第73号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

付 則（平成23年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年規則第34号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

付 則（平成24年規則第62号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

付 則（令和元年規則第4号）

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整を加えて使用することができる。

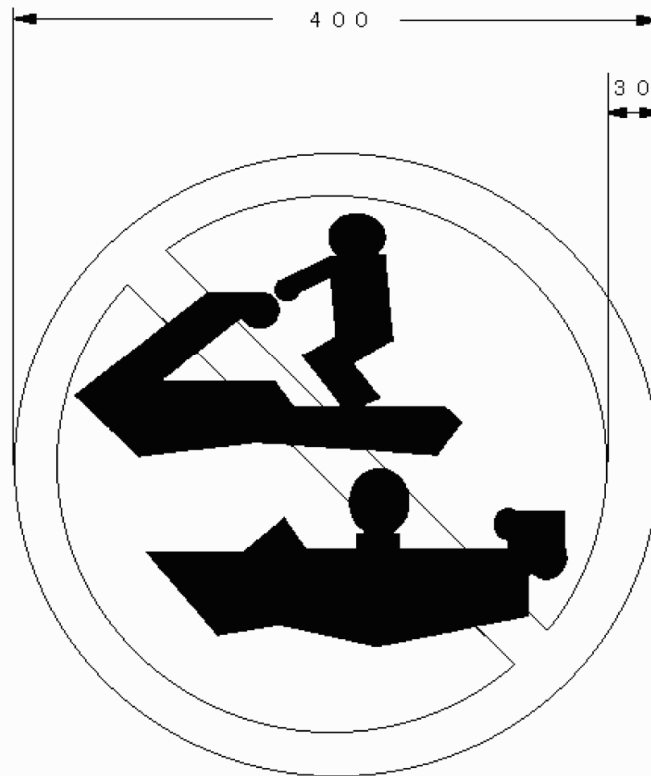
別表（第2条関係）

（一部改正〔平成17年規則1号・6号・95号・18年9号・14号・21年73号〕）

名称	位置
近江舞子沼	大津市
堅田内湖	大津市

野田沼	彦根市
曾根沼	彦根市
神上沼	彦根市
古矢場沼	彦根市
野田沼	長浜市
南浦内湖	長浜市
細江内湖	長浜市
北沢沼	近江八幡市
志那中内湖	草津市
浜分沼	高島市
貫川内湖	高島市
松ノ木内湖	高島市
五反田沼	高島市
十ヶ坪沼	高島市
乙女ヶ池	高島市
菅沼	高島市
伊庭内湖	東近江市
蓮池	米原市

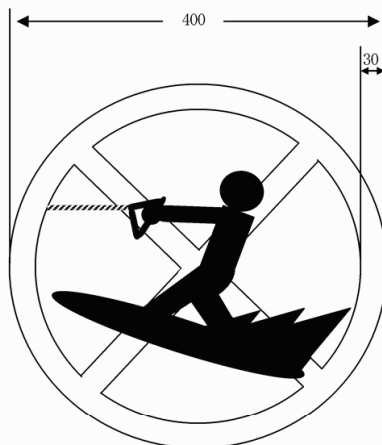
別記様式第1号（第3条の3関係）



備考1 色彩は、動力船の図形を黒色とし、枠および斜めの帯を赤色とし、地を黄色とする。

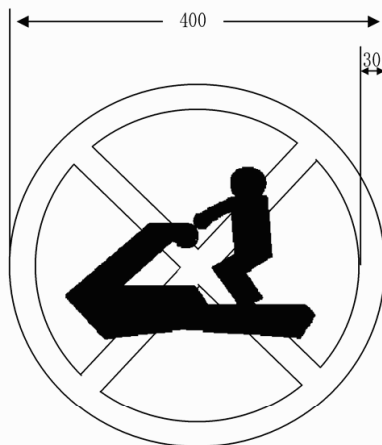
2 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第2号 (第3条の3関係)



- 備考1 色彩は、動力船の図形を黒色とし、枠および斜めの帯を赤色とし、地を黄色とする。
- 2 図形の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第3号 (第3条の3関係)



- 備考1 色彩は、動力船の図形を黒色とし、枠および斜めの帯を赤色とし、地を黄色とする。
- 2 図形の長さの単位は、ミリメートルとする。

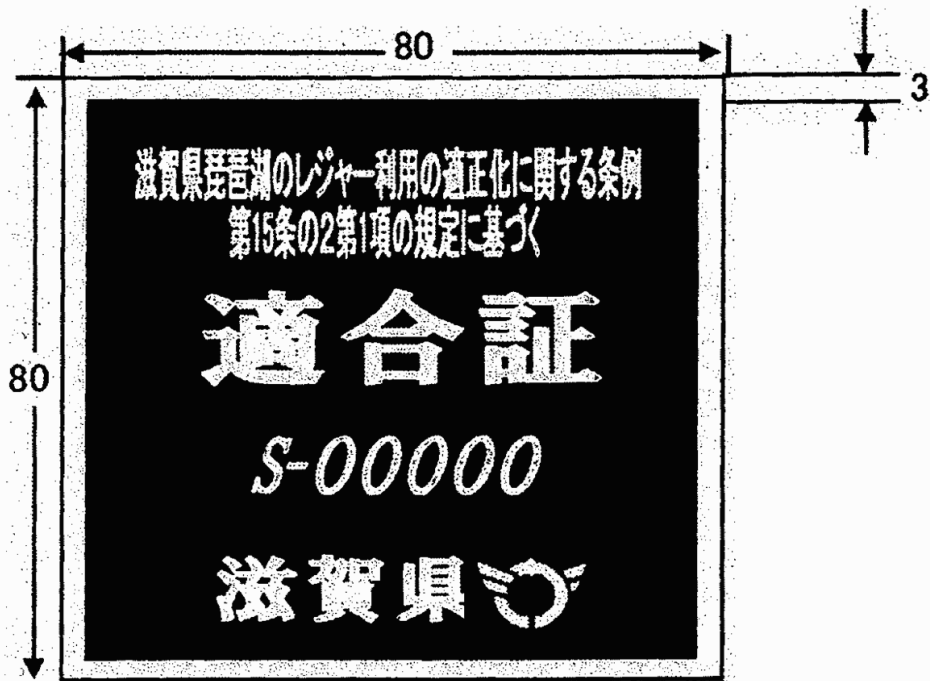
様式第4号（第6条関係）



備考1 色彩は、地色を黒色とし、縁取りならびに文字および滋賀県県章を白色とする。

2 長さの単位はミリメートルとする。

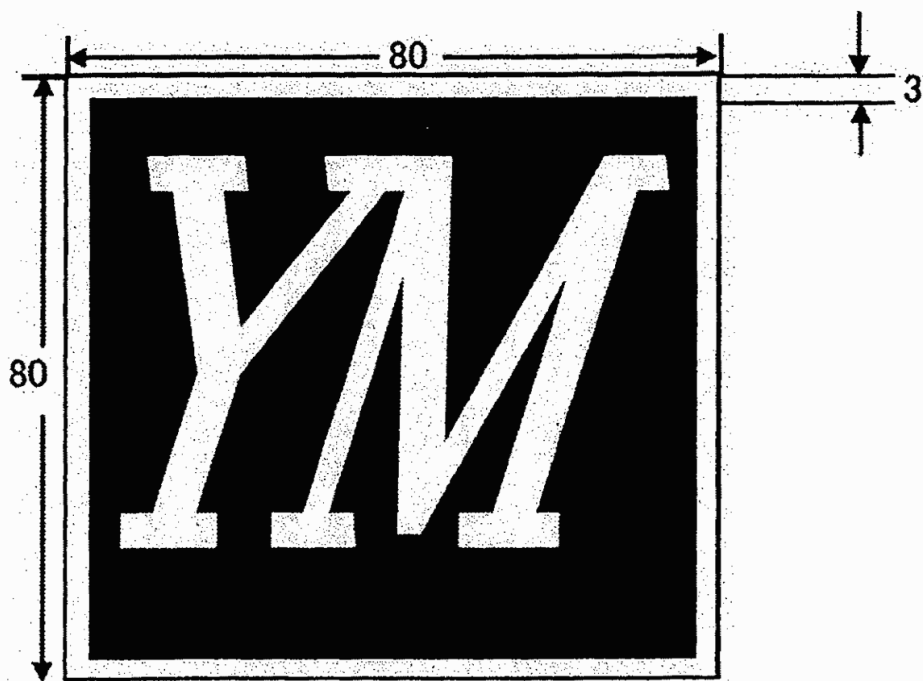
様式第5号 (第6条関係)



備考1 色彩は、地色を黒色とし、縁取りならびに文字および滋賀県県章を白色とする。

2 長さの単位はミリメートルとする。

様式第6号 (第6条の3関係)



- 備考1 色彩は、地色を黒色とし、縁取りおよび文字を白色とする。
- 2 中央のローマ字は、指定保管業者の施設の別を表示するローマ字とする。
- 3 長さの単位はミリメートルとする。

様式第7号（第6条の4関係）

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

請求者 千
住所
氏名
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名〕
電話番号

適合証交付請求書

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第15条の2第2項の規定に基づき、適合証の交付を請求します。

1 船舶所有者の氏名				
2 請求者の区分 (該当するものを○で囲んでください。)	ア 船舶所有者		イ 指定保管業者	
3 船舶番号				
4 船舶の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	ア 水上オートバイ イ 水上オートバイ以外のプレジャーボート			
5 原動機の型式等 (推進機関としての内燃機関が複数ある場合には、その全てについて記入してください。)	(1) 製造者型式等	(2) 原動機的方式 (該当するものを○で囲んでください。)	(3) 機関の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	(4) 主たる推進力か否かの別 (該当するものを○で囲んでください。)
	製造者型式： 製造者名： モデル名：	・4サイクル原動機 〔環境対策型2サイクル原動機〕 ・筒内直接噴射方式 ・電子制御・触媒方式 ・ディーゼル方式	・船外機 ・船内機 ・船内外機	・主たる推進力である ・主たる推進力でない

- 注1 請求に係るプレジャーボートが複数あるときは、1の欄および3の欄から5の欄までの内容を別紙として添付することもできます。
- 2 船舶検査証書および船舶検査手帳の写しを添付してください。ただし、指定保管業者が請求する場合は、これらを添付する必要はありません。
- 3 指定保管業者が請求する場合を除き、請求者と船舶所有者とが異なる場合にあつては、売買等のあったことを証する書面を添付してください。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

様式第8号（第6条の5関係）

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

請求者 〒
住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名〕
電話番号

適合証再交付請求書

先に交付を受けた適合証について、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第15条の2第4項の規定に基づき、再交付を請求します。

1 船舶所有者の氏名	
2 請求者の区分 (該当するものを○で囲んでください。)	ア 船舶所有者 イ 指定保管業者
3 船舶番号	
4 船舶の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	ア 水上オートバイ イ 水上オートバイ以外のレジャーボート
5 交付を受けた適合証の番号 (該当するものについてのみ記載してください。)	船体貼付用適合証： 原動機貼付用適合証：
6 再交付請求する適合証の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	ア 船体貼付用適合証 イ 原動機貼付用適合証（船外機の場合に限る。）
7 再交付を必要とする事由 (再交付請求する適合証の種類ごとに記載すること。)	

- 注1 再交付請求に係るレジャーボートが複数あるときは、1の欄および3の欄から7の欄までの内容を別紙として添付することもできます。
- 2 7の欄は、交付を受けた適合証の現況を具体的に記載し、再交付を必要とする事由を記載してください。
- 3 船舶検査証書および船舶検査手帳の写しを添付してください。ただし、指定保管業者が請求する場合は、これらを添付する必要はありません。
- 4 再交付する適合証には新たな番号が付番されます。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

様式第9号（第6条の6関係）

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

届出者 〒
住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称)
および代表者の氏名
電話番号

適合原動機搭載艇変更・廃止届出書

先に交付を受けた適合証に係る適合原動機搭載艇について、次のとおり変更・廃止があったので、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第15条の2第5項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1	変更・廃止の別	変更 ・ 廃止			
2	変更・廃止年月日	年 月 日			
3	変更・廃止する適合原動機搭載艇の適合証（船体貼付用適合証）の番号				
4	船舶番号				
変 更	5 適合証の交付を受けた者の氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）	変更前：		変更後：	
	6 原動機の型式等（推進機関としての内燃機関が複数ある場合には、その全てについて記入してください。）	(1) 製造者型式等	(2) 原動機の方式	(3) 機関の種類（船外機、船内機、船内外機の別）	(4) 主たる推進力か否かの別
		撤去 製造者型式： 製造者名： モデル名：			
	搭載 製造者型式： 製造者名： モデル名：				
7 船舶所有者の氏名	変更前：		変更後：		
廃 止	8 廃止の理由	ア 琵琶湖で使用しなくなった（廃船を含む。） イ 適合原動機搭載艇に該当しなくなった （具体的に：_____）			
	9 船舶所有者の記載欄	上記のとおり、所有する適合原動機搭載艇の琵琶湖での使用を廃止します。 住所 氏名 (法人にあっては主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)			

- 注1 届出に係るプレジャーボートが複数あるときは、1の欄から9の欄までの内容を別紙として添付することもできます。
- 2 変更の場合にあっては、適合証被交付者の氏名および住所の変更（5の欄）、原動機の型式等の変更（6の欄）、船舶所有者の変更（7の欄）に該当する変更内容を記載してください。
- 3 6の欄は、推進機関である原動機に係る変更（追加、撤去を含む。）がある場合に、変更により撤去した原動機および新たに搭載した原動機のそれぞれについて、型式のほか、その方式（4サイクルエンジン、環境対策型2サイクルエンジン、ディーゼルエンジンの別）、機関の種類（船外機、船内機、船内外機の別）、主たる推進力を得るための原動機であるかどうかの別を記入してください。なお、推進機関としての原動機を複数変更する場合には、その全てについて記載してください。
- 4 変更の場合は、変更した事実を証する書面を添付してください。ただし、指定保管業者が届出を行う場合は、これらを添付する必要はありません。
- 5 9の欄は、適合原動機搭載艇の所有者が届出を行う場合には記載する必要はありません。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

(別紙)

届出者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名〕
電話番号

1 変更の場合 適合原動機搭載艇変更・廃止届出書1の欄から7の欄までの別紙

船体貼付用 適合証の番号	船舶番号	変更年月日	変更 (変更のあった欄に記載してください。)										船舶所有者の氏名	
			適合証被交付者の氏名および住所 (法人にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)	原 動 機 等			原 動 機 の 方 式 (該当する欄に○)				機 関 の 種 類 (船外機、船内機、船内外機の別)	主たる推進力であるは○		
				製造者型式	製造者名	モデル名	4サイクル原動機	燃料供給方式	電子制御・熱媒方式	2サイクル原動機				ディーゼル方式
			撤去											
			搭載											
			撤去											
			搭載											
			撤去											
			搭載											
			撤去											
			搭載											

2 廃止の場合 1の欄から4の欄まで、8の欄および9の欄の別紙

船体貼付用 適合証の番号	船舶番号	廃止年月日	廃 止 の 理 由	船舶所有者記載欄 (所有者が届出を行う場合には記載する必要はありません。)
			ア 琵琶湖で使用しなくなった (廃船を含む。) イ 適合原動機搭載艇に該当しなくなった (具体的には：)	所有する適合原動機搭載艇の琵琶湖での使用を廃止します。 住所 氏名
			ア 琵琶湖で使用しなくなった (廃船を含む。) イ 適合原動機搭載艇に該当しなくなった (具体的には：)	所有する適合原動機搭載艇の琵琶湖での使用を廃止します。 住所 氏名

様式第10号（第6条の7関係）

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 〒
住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名〕
電話番号

指定保管業者による適合証被交付者地位承継承認申請書

新たに下記により適合原動機搭載艇を保管することとなり、当該適合証の交付を受けた者から地位の承継につき同意を得たので、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第15条の3第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、地位の承継の承認を申請します。

1 地位の承継に係る適合原動機搭載艇を新たに保管することとなった日	年 月 日			
2 地位の承継に係る適合証(船体貼付用適合証)の番号				
3 船舶所有者の氏名				
4 船舶番号				
5 原動機の型式等 (推進機関としての内燃機関が複数ある場合には、その全てについて記入してください。)	(1) 製造者型式等	(2) 原動機の方式 (該当するものを○で囲んでください。)	(3) 機関の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	(4) 主たる推進力か否かの別 (該当するものを○で囲んでください。)
	製造者型式： 製造者名： モデル名：	・4サイクル原動機 〔環境対策型2サイクル原動機〕 ・筒内直接噴射方式 ・電子制御・触媒方式 ・ディーゼル方式	・船外機 ・船内機 ・船内外機	・主たる推進力である ・主たる推進力でない

被承継人の同意欄

上記2の欄に記載する適合証に係る適合証被交付者の地位について、上記申請者が承継することに同意します。

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名〕

- 注1 申請に係るレジャーボートが複数あるときは、1の欄から5の欄までおよび被承継人の同意欄の内容を別紙として添付することもできます。
- 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
- 注3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

(別紙)

申請者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在〕
地、名称および代表者の氏名
電話番号

1 指定保管業者による適合証被交付者地位承継承認申請書の1の欄から5の欄までおよび被承継人の同意欄の別紙

地位の承継に係る適合原動機搭載艇を新たに保管することとなった日	地位の承継に係る適合証(船体貼付用適合証)の番号	船舶所有者の氏名	船舶番号	原 動 機 の 型 式 等							被 承 継 人 の 同 意 欄 〔地位の承継に係る船体貼付用適合証の番号〕欄に記載する適合証に係る適合証被交付者の同意について、上記申請者が承継することに同意します。	
				製 造 者 型 式 等			原 動 機 の 方 式 (該当する欄に○)			機 関 の 種 類		
				製造者型式	製造者名	モデル名	4サイクル原動機	環境対応型リサイクル原動機 〔直噴・直噴・直噴〕 射方式	電子制御・ 燃焼方式	ディーゼル 方式		(船外機、船 中機、船 内機) 機種の別
												住所 氏名 .
												住所 氏名 .
												住所 氏名 .
												住所 氏名 .
												住所 氏名 .
												住所 氏名 .
												住所 氏名 .

様式第11号（第6条の8関係）

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

届出者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名〕
電話番号

適合証被交付者地位承継届出書

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第15条の3（第1項・第2項・第4項）の規定により、適合証の交付を受けた者の地位を承継したので、同条第5項の規定に基づき届け出ます。

1 地位の承継の原因となった事実が生じた日	年 月 日			
2 地位の承継に係る適合証(船体貼付用適合証)の番号				
3 船舶所有者の氏名				
4 船舶番号				
5 地位の被承継人の氏名および住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)				
6 地位の承継の原因となった事実の内容 (該当するものを○で囲んでください。)	ア 新たに適合証に係る適合原動機搭載艇の所有権を譲り受けた(相続、合併、分割を含む。) イ 指定保管業者から保管事業の譲渡(相続、合併、分割を含む。)を受けた。 ウ 指定保管業者で保管しなくなった(指定保管業者の指定の取消しを含む。)。			
7 原動機の型式等 (推進機関としての内燃機関が複数ある場合には、その全てについて記入してください。)	(1) 製造者型式等	(2) 原動機の方式 (該当するものを○で囲んでください。)	(3) 機関の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	(4) 主たる推進力か否かの別 (該当するものを○で囲んでください。)
	製造者型式: 製造者名: モデル名:	・4サイクル原動機 ・〔環境対策型2サイクル原動機〕 ・筒内直接噴射方式 ・電子制御・触媒方式 ・ディーゼル方式	・船外機 ・船内機 ・船内外機	・主たる推進力である ・主たる推進力でない

- 注1 届出に係るレジャーボートが複数あるときは、1の欄から7の欄までの内容を別紙として添付することもできます。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

(別紙)

届出者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在
地、名称および代表者の氏名〕
電話番号

1 適合証被交付者地位承継届出書の1の欄から7の欄までの別紙

地位の承継 の原因とな った事実 が生じた日	地位の承継 に係る適合 証(船体貼付 用適合証)の 番号	船舶所有者 の 氏名	船舶番号	地位の被承継人の氏名および 住所(法人にあっては、主た る事務所の所在地、名称およ び(表着)の氏名)	承継の原因となった事 実の内容	原 動 機 の 型 式 等								
						製 造 者 型 式 等			原 動 機 の 方 式 (該当する欄に○)					機 種 の 種 別
						製造者型式	製造者名	モデル名	4サイクル 原 動 機	環状対策型 射方式	電圧制御・ 離機方式	ディーゼル 方式	船舶の種類 (船外機、船 内機、船 内機)	
				住所 氏名	ア 所有権を譲り受けた。 イ 指定保管業者から保管 事業の譲渡を受けた。 ウ 指定保管業者で保管し なくなった。									
				住所 氏名	ア 所有権を譲り受けた。 イ 指定保管業者から保管 事業の譲渡を受けた。 ウ 指定保管業者で保管し なくなった。									
				住所 氏名	ア 所有権を譲り受けた。 イ 指定保管業者から保管 事業の譲渡を受けた。 ウ 指定保管業者で保管し なくなった。									
				住所 氏名	ア 所有権を譲り受けた。 イ 指定保管業者から保管 事業の譲渡を受けた。 ウ 指定保管業者で保管し なくなった。									
				住所 氏名	ア 所有権を譲り受けた。 イ 指定保管業者から保管 事業の譲渡を受けた。 ウ 指定保管業者で保管し なくなった。									
				住所 氏名	ア 所有権を譲り受けた。 イ 指定保管業者から保管 事業の譲渡を受けた。 ウ 指定保管業者で保管し なくなった。									
				住所 氏名	ア 所有権を譲り受けた。 イ 指定保管業者から保管 事業の譲渡を受けた。 ウ 指定保管業者で保管し なくなった。									

様式第12号（第6条の9関係）

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

申請者 干
住所
氏名

，
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名〕

電話番号

指定保管業者指定申請書

指定保管業者の指定を受けたいので、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第15条の4第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1	フリガナ 保管施設の名称					
2	県内でレジャーボートを保管する施設の所在地および主たる事務所の所在地					
3	2の施設が保管するレジャーボートの数 (概数でよいが整数で記載)	フィッシングボート	左以外のモーターボート	水上オートバイ	その他	合計
4	施設の常駐の管理者の氏名および役職名					
5	揚降施設または機器の有無 (有する場合にはその名称および操作する職員の有無)					
6	保管するレジャーボートの出艇・入艇を管理する方法					
7	交付を受けた適合証に係る適合原動機搭載艇について右記の事項に変更があったときに遅滞なく把握する方法	所有者の氏名および住所 原動機の型式および方式等				
8	河川法その他関係法令の許可等の状況	法令の名称	許可の日付	許可番号	許可物件	数量
9	航行安全のための措置					
10	環境保全のための措置					
11	従来型2サイクル艇の保管がある場合その数および理由					
12	担当者の役職名、氏名および連絡先電話番号					

- 1 保管施設の位置図および保管施設の平面図を添付してください。
- 2 指定を受けようとする者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）を添付してください。
- 3 6の欄から11の欄までの内容は、別紙に記載して添付することもできます。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

(宛先)
滋賀県知事

届出者 〒 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名〕
電話番号

指定保管業者変更・廃止届出書

指定保管業者の指定に係る保管事業について（次のとおり変更が生じました・廃止しました）ので、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第15条の4第3項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更・廃止の別	変更 ・ 廃止		
2 変更・廃止年月日	年 月 日		
変更内容	3 変更に係る事項	(1) 指定保管業者の氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地） (2) 保管施設の名称 (3) 保管施設の所在地および主たる事務所の所在地 (4) 施設の常駐の管理者の有無 (5) 揚降施設または機器の名称および操作する職員の有無 (6) 保管するプレジャーボートの出艇・入艇を管理する方法 (7) 交付を受けた適合証に係る適合原動機搭載艇について所有者の氏名・住所および原動機の型式・方式等に変更が生じたことを遅滞なく把握する方法 (8) 河川法その他関係法令の許可等の状況	
	4 変更の具体的内容	番号	変更前 変更後
5 担当者の役職名、氏名および連絡先電話番号			

- 注1 変更の場合は、3の欄の該当する番号に○を付し（複数可）、4の欄に、3の欄で○を付した番号およびそれに対応する変更の具体的内容を記入してください。
 2 変更の場合は、保管施設の位置図・保管施設の平面図および住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）のうち当該変更に係るものを添付してください。
 3 4の欄は、別紙に記載して添付することもできます。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

届出者 〒 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
および代表者の氏名〕
電話番号

指定保管業者地位承継届出書

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第15条の4第4項（において準用する同条例第15条の3第2項）の規定に基づき指定保管業者の地位を承継したので、同条第5項の規定に基づき届け出ます。

1	地位の承継の原因となった 事実が生じた日	年 月 日				
2	地位の被承継人の氏名およ び住所					
承 継 人 に 関 する 事 項	3 フリガナ 保管施設の名称					
	4 県内でレジャーボート を保管する施設の所在地およ び主たる事務所の所在地					
	5 4の施設が保管するプレ ジャーボートの数 (概数でよいが整数で記載)	フィッシン グボート	左以外のモー ターボート	水上オートバ イ	その他	合 計
	6 施設の常駐の管理者の氏 名および役職名					
	7 揚降施設または機器の有 無（有する場合にはその名 称および操作する職員の有 無）					
	8 保管するレジャーボー トの出艇・入艇を管理する 方法					
9 交付を受けた適合証に係 る適合原動機搭載艇につい て右記の事項に変更があつ たときに遅滞なく把握する 方法	所有者の氏名および住所					
	原動機の型式および方式等					
10	担当者の役職名、氏名およ び連絡先電話番号					

- 注1 地位の承継の原因となった事実を証する書類を添付してください。
 2 8の欄および9の欄は、別紙に記載して添付することもできます。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

様式第15号（第7条の2、第14条関係）

（表）

8.5センチメートル		5センチメートル
琵琶湖プレジャーボート取締員証		
写 真	所 属 職 名 氏 名	第 号
年 月 日交付		
<p>上記の者は、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則第7条の2第1項の琵琶湖プレジャーボート取締員および滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第24条の2第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証明します。</p>		
滋賀県知事		印

（裏）

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則（抜粋）

（琵琶湖プレジャーボート取締員）

第7条の2 プレジャーボートの航行の規制に関する事務を行わせるため、琵琶湖プレジャーボート取締員（以下「取締員」という。）を置く。

2 取締員は、職員のうちから知事が任命する。

3 取締員は、琵琶湖プレジャーボート取締員証（別記様式第15号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（権限の委任）

第7条の3 次に掲げる知事の権限は、取締員に委任する。ただし、知事が当該権限を自ら行うことを妨げない。

(1) 条例第14条第1項の規定による命令

(2) 条例第28条第1号および第29条第1号の規定による過料の処分（以下「過料処分」という。）および過料の徴収に関する事務

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（抜粋）

（報告および立入調査）

第24条の2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、プレジャーボートの所有者、プレジャーボートの保管または揚子降ろしを行う者その他の関係者に対し必要な報告を求め、またはその職員に、これらの者の施設その他のプレジャーボートが所在すると認められる場所に立ち入り、プレジャーボート、船舶検査証書、小型船舶操縦免許証その他の操船者の本人確認ができる書類その他必要な物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第16号 (第14条関係)

(表)

8.5センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写 真

所属
職名
氏名

年 月 日交付

上記の者は、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第24条の2第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証明します。

滋賀県知事 印

5センチメートル

(裏)

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例 (抜粋)

(報告および立入調査)

第24条の2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、プレジャーボートの所有者、プレジャーボートの保管または揚げ降ろしを行う者その他の関係者に対し必要な報告を求め、またはその職員に、これらの者の施設その他のプレジャーボートが所在すると認められる場所に立ち入り、プレジャーボート、船舶検査証書、小型船舶操縦免許証その他の操船者の本人確認ができる書類その他必要な物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記様式第1号(第3条の3関係)

(追加〔平成15年規則72号〕、一部改正〔平成18年規則85号・23年34号〕)

様式第2号(第3条の3関係)

(全部改正〔平成23年規則26号〕)

様式第3号(第3条の3関係)

(追加〔平成23年規則26号〕)

様式第4号(第6条関係)

(追加〔平成23年規則34号〕)

様式第5号(第6条関係)

(追加〔平成23年規則34号〕)

様式第6号(第6条の3関係)

(追加〔平成23年規則34号〕)

様式第7号(第6条の4関係)

(追加〔平成23年規則34号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第8号(第6条の5関係)

(追加〔平成23年規則34号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第9号(第6条の6関係)

(追加〔平成23年規則34号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第10号(第6条の7関係)

(追加〔平成23年規則34号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第11号(第6条の8関係)

(追加〔平成23年規則34号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第12号(第6条の9関係)

(追加〔平成23年規則34号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第13号(第6条の11関係)

(追加〔平成23年規則34号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第14号(第6条の12関係)

(追加〔平成23年規則34号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第15号(第7条の2、第14条関係)

(追加〔平成24年規則62号〕)

様式第16号(第14条関係)

(追加〔平成23年規則26号〕、一部改正〔平成23年規則34号・24年62号〕)